

定款の一部変更に関するお知らせ（2016年7月21日）

さる2015年4月24日に一般社団法人全国信用金庫協会ではガバナンス強化に向けた信用金庫業界の自主的取組みを一層推進するため、「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」の一部改定を公表いたしました。この改定を踏まえ、当金庫では、経営管理態勢の更なる強化・充実を図る観点から、総代の選任のために置く選考委員（総代候補者選考委員）を総代会の決議を経て決定することとし、また、現行の法令等との整合性を図るなど所要の改正を行うため、定款を一部変更することといたしました。

このたび、当金庫では、2016年6月22日開催の第76期通常総代会の決議を得て、2016年7月21日付で定款を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

これにより、総代の選考は下記の3つの手続を経て選任されます。

記

- (1) 総代会の決議により、会員の中から選考委員（総代候補者選考委員）を選任する。
- (2) 選考委員会を開催のうえ、選考委員（総代候補者選考委員）が総代候補者を選考する。
- (3) 上記（2）により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

京都中央信用金庫 総務部（電話：075-223-8230）
またはお取引店までご連絡いただきますようお願いいたします。

記載の内容は2016年7月21日現在です。